

郵送による転出届

どちらかにチェックをお願いします。

- ☐ 下記のとおり住所を変更したため、
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転出を届出ます。

- ・カードを利用した転出であるため、転出証明書は発行されません。
- ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方を含む世帯員のみとなります。
- ・異動日から14日以内に転出先へのお手続きが必要となります。

- ☐ 下記のとおり住所を変更したため、転出証明書の送付を依頼します。

氷見市長 あて

届出人

届出人氏名 : _____ 記入年月日 : _____ 年 月 日

届出人住所 : _____ 電話番号 : () - _____

※記載内容の確認連絡をする場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

今までの住所（今まで住民登録をしていた住所をご記入してください。）

富山県氷見市

アパート・マンション名など：

新しい住所及び異動される方など（新しく住民登録をする住所、異動される方の氏名等をご記入ください）

異動年月日（新しい住所に住み始めた年月日）		年 月 日	
新しい住所	都道 府県	区市 郡	区 町村
	アパート・マンション名など：		
新しい世帯主氏名			
異動した人の氏名		生 年 月 日	世帯主からみた続柄

※行数が不足する場合は、適宜複数枚に分けてください。

郵送による転出届について

本届出書に必要事項を記入し、次のものを同封の上、氷見市市民課市民サービス・相談担当まで郵送してください。

- ① 本人確認書類の写し：運転免許証、健康保険証などのコピーを同封してください。
- ② 返信用封筒：新住所を記入し、切手を貼付して下さい。（マイナンバー等での転出の場合は不要です。）
- ③ 送付先住所：〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地 氷見市 市民課 市民サービス・相談担当あて
- ④ ご不明な点などございましたら、氷見市市民課までお問い合わせください。電話番号0766-74-8051

記載例

郵送による転出届

①②③④欄を

必ず記入してください。

①

- チェックをお願いします。
- ☐ 下記のとおり住所を変更したため、マイナンバーカード・住民基本台帳カードが「一時停止中」の場合はカードを利用した届出は受け付けできません。
- ☒ 下記のとおり住所を変更したため、転出証明書の送付を依頼します。

記入年月日が届出日になります。

電話等で内容について確認する場合がありますので、必ず日中に連絡がとれる電話番号をお願いします。

氷見市長 あて

届出人

②

届出人氏名 : 氷見 太郎 記入年月日 令和 元 年 5 月 15 日

届出人住所 : 富山県氷見市鞍川 1060 番地 電話番号 : 090-1234-5678

※記載内容の確認連絡をする場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

③

今までの住所（今まで住民登録をしていた住所をご記入してください）

富山県氷見市 鞍川 1060 番地

アパート・マンション名など : 鞍川アパート 1 号室

新しい住所に住み始めた年月日が異動日となります。
住所は、都道府県、市区町村、番地、
アパート・マンションなどの名称、部屋番号まで
記入してください。

④

新しい住所及び異動される方など（新しく住民登録をする住所、異動した人の氏名等をご記入ください）

異動年月日（新しい住所に住み始めた年月日） 令和 元 年 5 月 10 日

新しい住所 東京都 千代田 区 一番 町 7 番 7 号

アパート・マンション名など : 千代田アパート 101 号室

新しい世帯主氏名 氷見 太郎

行数が不足する場合は、
2 枚目以降に記載ください。

異動した人の氏名	生年月日	世帯主からみた続柄
氷見 太郎	昭和62年5月22日	本人
氷見 妻子	平成2年3月1日	妻
氷見 一郎	平成28年4月17日	子

※行数が不足する場合は、適宜複数枚に分けてください。

郵送による転出届について

本届出書に必要事項を記入し、次のものを同封の上、氷見市市民課市民サービス・相談担当まで郵送してください。

① 本人確認書類、運転免許証、健康保険証などのコピーを同封してください。

- ・本人確認書類は、運転免許証や健康保険証、パスポートなどの氏名、生年月日がわかるもの。
- ・外国人の方は在留カード等をお願いします。
- ・送付先の氷見市役所住所は、郵便番号が専用郵便局のため住所省略が可能です。
- ・返信用封筒には送付先住所（新しい住所地又は転出前の氷見市の住所の郵便番号、住所方書、氏名）を記入し、切手を貼付してものを同封してください。
- ・国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当、税関係などで、別途手続きが必要になる場合があります。